

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【12】
2. 日時：令和2年5月26日 15時30分～17時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、桐原調整係長

実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官（BWR班）※、平田上席監視指導官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他22名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年4月17日、5月1日、8日、15日、18日及び25日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- 重大事故等対処設備のサーベランスについて、実条件性能確認評価を実施する場合には、その評価が実条件性能確認のための十分な方法であることを説明すること。
- 実条件性能確認評価を実施する重大事故等対処設備について、代替する設計基準事故対処設備の実条件性能確認評価の方法もあわせて説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし